

東京新聞 特報部長

平成16年2月20日

山崎 靖昌 様

『「改革」に揺れる横浜市立大』(2月16日付)の記事に対する抗議及び善処方申し入れ
(ホームページにおける記事を含む)

横浜市立大学

学長 小川 恵一

横浜市立大学の大学改革に関する報道内容については、明らかに事実と異なる点が散見されるとともに、記事の掲載に際して、市大改革に反対する「横浜市立大学問題を考える大学人の会」等の反対主張のみを取り上げ、責任ある市立大学関係者の主張が取り上げられなかつたことは、甚だ遺憾であります。また、記事の内容は、大学改革の必要性や目的からの視点でなく、大学教員の身分保障等に焦点があつてられ、学生・市民の為の大学改革という視点が欠けるなど、著しく公正性、客観性に欠けるものであります。

ここに、『「改革」に揺れる横浜市立大』(2月16日付)の記事に対して、事実と異なる点について抗議するとともに、市立大学の改革を進める側の主張を掲載するなど、続報記事掲載について善処方を申し入れます。

なお、当方は取材に応じる用意があります。

また、事実と異なる主な点は、以下のとおりです。

1 「密室で決定 いきなり公表 トップダウン」「最初に市大改革ありき」

市大の大学改革は、平成10年頃から学内で論議されていたものであり、まず、大学自身が考え、大学自らが策定した案を基本的に尊重し、設置者である横浜市と大学がともに推進しているものであり、「最初に市大改革ありき」ですとか、「密室で決定」「いきなり公表」「トップダウン」などという進め方は、横浜ではされていません。

具体的な、市立大学における大学改革の取り組みの経過は、以下のとおりであります。

(1) 平成10年頃～

平成10年頃から学長の諮問機関である「将来構想委員会」において、大学改革の方向性に關しまさまな検討を行うとともに、この間「横浜市立大学に関する懇話会」「横浜市立大学に関する懇談会」「大学改革検討懇談会」から数多くの貴重な提言を受けてきました。そして、平成14年12月には将来構想委員会が2年間にわたる全学的討議を経て「本学の中期目標・中期計画（案）について」報告書をまとめましたが、骨子は①1年次に「領域横断的な智」を授ける教養教育を充実すること、②教育と研究とを組織上分離し、教育の比重を大学本来の姿に戻す等を内容とするものであります。

(2) 平成15年1月

平成15年1月には学長を議長とする大学改革戦略会議が大学改革の方向性について検討

を重ね報告書をまとめましたが、骨子は①教育・研究体制の整備（学部統合・再編、教養教育の充実等）、②教学と経営の分離と学長等の責任・権限の明確化、③人事制度と評価制度の確立等を内容とするものがありました。

(3) 平成15年2月

横浜市長の諮問機関である「市立大学の今後のあり方懇談会」（以下、あり方懇談会と略します。）は、平成15年2月に答申を行い、横浜市が公立大学を有する意義、市大が存続するための条件等について、①他の大学でまだ実現していないような、思い切った抜本的大改革、②経営合理化の実現を存続の条件とし、大胆な改革で生まれ変わる等を内容とするものがありました。

(4) 平成15年5月

市長から、横浜市が有する意義のある大学へ生まれ変わらよう、「まず決めるのは、大学自身です！」というメッセージが、大学へ伝えられました。

(5) 平成15年10月

大学では、このメッセージを受けて、約6ヶ月間、市大の教職員で組織した「市立大学改革推進・プラン策定委員会」（愛称：プロジェクトR、教員21名、職員18名）を立ち上げ、大学自らの手で「横浜市立大学の新たな大学像について」（以下、新たな大学像とする。）という改革案を策定し、大学の最高審議機関である評議会において、学長が市長に報告することを承認し、平成15年10月29日、市長に報告書を提出しました。

(6) 平成15年12月

大学自らが策定した改革案を受けて、設置者から、基本的に尊重して推進するという考え方方が、同年12月1日に示されました。

また、現在も、新たな大学の中身であるコース案等に関して、市大の教員を中心とした教職員で構成するコース案等検討プロジェクト部会で検討を進めています。（教員10名、職員2名）

2 「研究費ゼロ」について

「研究費ゼロ」は誤りです。市費による研究費は一律に配付するものではなく、公立大学としての存在意義や大学の目標に照らして、精選した分野を対象として負担するというものであります。

「新たな大学像」、「ありかた懇談会」の答申においても、研究費ゼロというようなことは、どこにも表記されていません。

・「新たな大学像」：大学が地域貢献や若手人材育成等必要と認めた場合、競争的資金として効果的に活用する。

・「ありかた懇談会」：市費による研究費の負担は、原則として大学が精選した分野についてのみ行う。

3 累積負債について、「『そのほとんどが・・・』と反論したところ、市長は負債のことを口に出さなくなったり。最初から『市大改革ありき』で、負債は口実に使われただけだ」について

市長は、負債を理由にして、市大改革の必要性を言及していません。

なお、負債に関しては、

- ・総務省が定める公営企業への一般会計からの繰出しの基準（公営企業への繰出基準）に準じて、病院建設等に対しても3分の1は、診療報酬等の自己収入で返済すべきものであり、他の公共施設とは違うこと
- ・中期財政ビジョンでは、市税等で償還する市債として整理していること
- ・独立行政法人化に伴い、これまでの債務は継承されないことと地方独立行政法人法（第66条）上は規定されていること、
等の状況があります。

4 教員の人事制度、経営と教学を分離して理事長の新設など、市大と都立大の改革案は酷似

任期制・年俸制の導入については、「新たな大学像」の中でも示されていますが、

- (1) 任期制については、多様な知識や経験を有する教員等の交流を図り、教育研究を進展させるため、
- (2) 年俸制についても、職責や業績に応じた、より適切な給与制度として導入することにより、教育研究活動等の活発化を図るため

であり、市大・都立大に限らず、大学改革が目指す共通の方向性であります。

加えて、任期制・年俸制自体は、既に導入している大学もあり、市大、都立大のみでなく今後とも拡充していくと考えられます。

また、人事委員会についても、「新たな大学像」の中で、学長の諮問機関として創設し、公募制、任期制による教員人事について、公正性、透明性、客観性を持って行い、教員人事の活性化、適正化を図ることを目的としているものであります。

さらに、経営と教学を分離することに関しても、「新たな大学像」において、教育・研究に関する責任と、経営に関する責任を明確化し、教育研究の活性化に向けた機動的・戦略的な大学運営の実現を目指したものであります。そして、理事長予定者について、市大は、大学について幅広い見識があり、大学改革に対して意欲があるとともに、大学経営に実績のある現職の慶應大学教授という、大学人を決定しており、都立大とは意が異なるものであります。(都立大は、企業の経営者を理事長予定者に決定している。)

5 逃げだす教員「隠れFA」も

教員の移籍に関しては、大学相互の人事交流の活発化を図る割愛（教育公務員特例法）等、さまざまな理由によることが考えられ、一概に大学改革によるものとは考えられません。教員の移籍自体は、任期制の項目でも述べましたが、多様な知識や経験を有する教員等の交流の活発化により、教育研究をより進展できることも期待できるものであります。

6 市長に関する記述について

市長に関する記述は、他大学教授や市大OB教授の言葉を借りて、市長に対する個人批判の結論ありきの構成となっています。市長の政策に対する批判なら、おおいに議論すべき事と考えますが、このような構成は、東京新聞に対する読者の信頼を著しく損なうばかりでなく、公正な内容の記事を報道するという報道機関の使命に反するものと考えます。

また、市大の大学改革に関して、市長は、①市長メッセージの発表、②学長から新たな大学像

の報告書の受理、③理事長予定者の発表等、さまざまな場面において記者会見をしていますが、今回の記事に載せられている写真は、大学改革とは無関係の、「みなとみらい線の開通イベント」の際に市内ではなく、都内で撮影されたものであり、その意図が甚だ疑問であります。

問合先

横浜市立大学事務局

大学改革推進担当課長 宇都木 朗

045-787-2446